教振のススメ

文責:市教育振興運動 推進協議会事務局

「教振のススメ」は、他の国や県の教育な ども話題にしながら、教育振興運動の理念 について連載していきます。

◆教育水準を高めてきたフィンランド◆

3年ごとに行われる国際的学習到達度調 査で、毎回好成績を残すフィンランドの教 育が世界中から注目されています。

フィンランドは、日本の9割ほどの国土 に北海道とほぼ同じ人口の人が住み、資源 も少ない国です。そのため、国民個々の能 力と資質を高めて、1人当たりの生産性を 上げようと国を挙げて取り組み、教育の水 準を高めてきました。

1980年代以降は、農業中心の国からハイ テク産業(携帯電話の生産量が世界一)を基 幹とする工業先進国へと変化を遂げ、ヨー ロッパ有数の経済大国になりました。その 躍進の背景には、国民の高い教育水準があ るとされています。

◆教育振興運動と共通する教育方針◆

フィンランドの教育方針は、「個人(子ど も)に対して、地域、組織、社会が責任を 持つ」というもので、『教育振興運動』の理 念に共通するところがあります。

工業化を推し進めてきた方針に異論があ るかもしれません。しかし、人口が少ない というハンディを克服するために教育に

力点を置いてき た政策は、少子 化に歯止めのか からない日本に とって、大いに 参考となるとこ ろがあります。

ツ少年団は、

男子フ

女子4人で

安代中学校ソフトテニス部スポ



市教育振興運動推進大会の様子 (2月16日、松尾地区公民館)

No.32

ポ

11



学年の差を感じさせないほど 仲の良い団員たち

目標は、 なく行っています。 もそれを忘れることはありません。 を活気付けることで、 活動をしています。 団のモット 男女ともに県大会出場で、 レシーブ練習を欠かすこと ιţ 声を出し、 試合や練習中 互い

局·佐々木朋子(☎72·2430 進センター から正午まで。 時まで、 を楽しみに待っています。 楽しく活動が出来ていると声を揃え ていました。団では、 からソフトテニスを始めましたが、 詳しくは、同スポ-毎週月~金曜日の午後5時からフ 土曜・日曜日は、 など。 場所は、 新入生の入団 ツ少年団事務 安代健康増

午前9時

女子団員全員は、 中学生になって

冬期間は体力づくりに 励んでいます

安代中学校ソ フ テ シュ シス 年部 団

最終回

ままれたい

健康福祉課では、 25年度の母子保健事業が始まります 就学前の

(対象) 施しています。 さまざまな母子保健事業を実 お子さんとその家族を対象に ★赤ちゃ ん訪問 生後3カ月までの赤

対象 とはありませんか? (申し込みは不要です)。 か らな 17

習会

これ

から離乳食を始める

問して、

赤ちゃんの体重測定 地区担当保健師が訪

や保健相談などを行

★乳幼児健康相談・

離乳食講 います。 内 容

ちゃんとお母さん

楽しく遊びながらいろいろな ことを体験できる教室です 1歳から就学前の子 」などと思ったこ 親子で



親子教室で遊ぶ子どもたち

☎・内線1181 市地域包括支援センター

ささえあいの輪

☎・内線1166 市役所地域福祉課

☎・内線1176 市役所健康福祉課

養相談、

栄養士講話 身体測定、

• 離乳食

の調理実習など

★親子教室

「子どもとの遊び方がよく

お願いします

母子保健事業日程表で確認を

物などについては、

25年度市

各事業の日程、

内容

保健

にご相談ください

~18カ月

18 カ月

▼離乳食講習会

相談に応じています。子育てについて、い

11

お気軽 つでも

【対象】

乳幼児健康相談

★子育て相談

八は身体測定ができます

親子教室終了後、

希望する

し込みが必要です)。

なっ

ています(今年度から申

お母さん同士の交流の

場にも

手遊び、

制作遊びなど リズム遊び、

内 容 どもと親

体操、

さい

相談や講習会のほかに

安という方、

ぜひご参加くだ

始めてみたけど何だか不

◆ ◇ 特別障害者手当と障害児福祉手当 ◆ ◇

特別障害者手当と障害児福祉手当を紹介します。

■特別障害者手当

- ▶対象者 20歳以上で、精神や身体に重度の障 がい(※)が重複していて、在宅で常時寝たきり 状態にあり、特別な介護が必要な人
- ▶手当額 月額26,260円(25年9月分まで。10 月分からは改定により月額26,080円)

■障害児福祉手当

- ▶対象者 20歳未満で、精神や身体に重度の障 がい(※)があり、在宅で常時介護が必要な人
- ▶手当額 月額14.280円(25年9月分まで。10 月分からは改定により月額14,180円)

※重度の障害とは、身体障害者手帳1、2級程 度あるいは療育手帳A判定、または同程度の精 神の障がいのこと

各手当の受給には、申請が必要です。詳しく は、市役所地域福祉課にお問い合わせください。

◆◇◆ いきいきチェックリストを実施 ◆◇◆

特定健診と同時に実施しいてた「基本チェック リスト を、平成25年度からは、名称を「いきいき チェックリスト」として、介護認定を受けていな い65歳から74歳までの方を対象に、郵送による回 答に変更して実施します。

チェックリストの内容は、現在の生活を振り返 り、健康状態を確認する質問票で、「はい」か「い いえ」に丸をつける簡単なものです。介護予防の ためにも回答への協力をお願いします。回答いた だいた人には、後日、「結果アドバイス票」を送付 します。

なお、介護予防の 必要性が高いと判定 された人には、市 が開催する「いきい き!健康教室 |のお 知らせも行います。



簡単なチェックリストです

安代中学校)まで。